

徳島県教育委員会規則第三号

徳島県教育振興審議会部会設置規則を廃止する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県教育委員会教育長

中 川 斉 史

徳島県教育振興審議会部会設置規則を廃止する規則

徳島県教育振興審議会部会設置規則（平成六年徳島県教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。